

制 定 日	平成 29 年 4 月 1 日
改 訂 日	
施 行 日	平成 29 年 4 月 1 日
版 数	第 1 版

群馬東部水道企業団給水装置工事に伴う材料の
支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置工事申込に伴う道路における給水管の縦断布設に対し、群馬東部水道企業団（以下「企業団」という。）が、その使用する材料の一部を支給することにより、輻輳する給水管の統合及び配水管整備の推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 材料の支給は、給水装置工事申込のあったものに適用し、個人が一般住宅を計画することを基本として、次の各号いずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 輻輳する給水管が縦断布設されている道路において、その解消を目的とした新たな口径 50 mm 以上の給水管を布設する工事で、工事完了後、給水装置を企業団に寄付を行うもの
- (2) 配水管の未整備路線において、新たに口径 50mm 以上の給水管を縦断布設する工事で、工事完了後、給水装置を企業団に寄付を行うもの

(必要書類)

第3条 材料支給を受ける者は、給水装置工事申込に際し、次の各号の書類を提出する。

- (1) 上水道配水施設等寄付申請書
- (2) その他、企業長が必要とする書類

(支給材料)

第4条 支給する材料は次の各号のとおりとする。

- (1) 配水管からの分岐部に使用する材料
- (2) 道路部分の給水管の統合整備に使用する材料
- (3) 道路部分の給水管の縦断布設に使用する材料

(寄付)

第5条 寄付の届出に基づき、給水装置工事のしゅん工検査合格後、道路部分の給水管縦断部及びこれに付随する弁・栓類の寄付を受けるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めないものは、別途企業長と協議を行うものとする。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日制定）

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行し、施行日当日より適用することとする。